

2021年6月29日

コラム - 多数枚を発行する NFT の暗号資産該当性について

創・佐藤法律事務所
弁護士 斎藤 創
s.saito@innovationlaw.jp
同 浅野真平
s.asano@innovationlaw.jp

1 初めに

同一又は類似の NFT を多数枚発行したい、というご相談を受けることがあります。

ERC-20 であれば何でも NFT であって法律上の暗号資産に該当しないという訳ではなく、「決済手段等の経済的機能」を有していないか、ということを検討する必要があります。

如何なるファクターで「決済手段等の経済的機能」を有すると判断するのかは不明確ですが、議論の整理のため、現時点における当職らの考えを記載しておきます。

※なお、本コラムは NFT の暗号資産該当性に関する見解を述べるに止まりますが、NFT が暗号資産の他にも、前払式支払手段や為替取引、有価証券に該当する可能性がある点には注意が必要です。なお、これらについては[日本暗号資産ビジネス協会 NFT に関するガイドライン](#)や[当事務所の別途の Blog](#) もご参照下さい。

2 決済手段性を強める要素と弱める要素

あくまで例ですが、下記のような要素を総合的に検討して「決済手段等の経済的機能」の有無を判断すべきと思われます。

	考えられる要素の例
決済手段性を強める要素 (=暗号資産となる)	<ul style="list-style-type: none">① 店舗で使用できる、スマートコントラクトのガス代等で使用できる、という機能や目的を有している② 同一又はほぼ同一の NFT が多数存在し、自由に外部に移転でき、発行者はそのような目的を有していないとしても、結果として決済手段として使用される可能性がある③ 個性はあるもののその違いが捨象されて、日本銀行券のように他の商品・サービス等との交換や価値の移動に使われる実態が存在する(又はそのような実態が事後に生じる)
決済手段性を弱める要素 (=暗号資産とはならない)	<ul style="list-style-type: none">① ゲームアイテムとしての使用の目的がハッキリしている② 使用目的が紙のトレーディングカードに類似している③ コレクション目的であることがはっきりしている

	<ul style="list-style-type: none"> ④ 絵柄が異なる(色が異なる、背景が異なる) ⑤ パラメーターが異なる ⑥ 番号を付す(但し、紙幣でも番号はついているという反論はありうる) ⑦ 1人が買える枚数が限定されている ⑧ 発行数が少ない ⑨ 最初の購入者や保有者の履歴が印字される
--	--

3 検討の背景(暗号資産の定義、NFT 規制の歴史、2019 年パブリックコメント)

資金決済法では、暗号資産の定義を下記としています。仮に暗号資産に該当すると資金決済法の様々な規制がかかることとなります。

<p>資金決済法 2 条 5 項</p> <p>この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 3 項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。</p> <p>① 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの</p> <p>② 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの</p>
--

上記定義は 2017 年末から 2018 年の ICO ブームに伴い極めて広く解釈され、その結果、Bitcoin や Eth 等の 1 号暗号資産と交換可能なトークンは全て暗号資産(当時は仮想通貨)に該当するとして規制される可能性が懸念されました。

そのため、一部のブロックチェーンゲーム業者は、2018 年頃にブロックチェーンゲームのアイテムに暗号資産規制がかかるかという問い合わせを金融庁に行いました。その結果、例えば、一点物のゲームアイテム等の NFT は暗号資産に該当しない旨の回答を非公式に得、その後、日本では各種の NFT が番号を付す等して、発行されることになりました。

更に、金融庁は [2019 年 9 月 3 日付のパブリックコメント No.4](#) にて、下記と公表し、必ずしも 1 点物とは限定せずに非暗号資産のトークンと認められる場合があるとしています。

コメントの概要	金融庁の考え方
2 号暗号資産について 1 号暗号資産と「同等の経済的機能を有するか」との基準を設	物品等の購入に直接利用できない又は法定通貨との交換ができないものであって

<p>けるべきではない。同等の経済的機能とならないような制限を加えることで、資金決済法に基づく規制の対象外になりかねない。</p>	<p>も、1号仮想通貨と相互に交換できるもので、1号仮想通貨を介することにより決済手段等の経済的機能を有するものについては、1号仮想通貨と同様に決済手段等としての規制が必要と考えられるため、2号仮想通貨として資金決済法上の仮想通貨の範囲に含めて考えられたものです。したがって、<u>例えば、ブロックチェーンに記録されたトレーディングカードやゲーム内アイテム等は、1号仮想通貨と相互に交換できる場合であっても、基本的には1号仮想通貨のような決済手段等の経済的機能を有していないと考えられますので、2号仮想通貨には該当しないと考えられます。</u></p>
---	--

(下線は筆者)

現時点でも、このパブリックコメントの回答は有効であり、同一又は類似の NFT が複数枚発行されても、必ずしも暗号資産となる訳ではない、但し、NFT であれば全て問題ない訳ではなく、「決済手段等の経済的機能」を有しているかを個別に判断していく、ということになります。

但し、「決済手段等の経済的機能」を有しているかの判断基準は必ずしも明確ではなく、多数の同一又は類似の NFT を発行する場合、慎重に検討する必要があると思われま

留保事項

本コラムの内容は関係当局等の確認を経たものではなく、合理的に考えられる事柄を記載したものに過ぎません。

また、法令の解釈については、当職らの現状の考えに過ぎず、当職らの考えには今後変更がありえます。

本コラムは、NFT の利用や投資を推奨するものではありません。

本コラムは議論用に纏めたものに過ぎません。具体的案件の法律アドバイスが必要な場合には各人の弁護士等にご相談下さい。

以 上